

岩手県教育委員会代決専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年3月29日

岩手県教育委員会

委員長 八重樫 勝

岩手県教育委員会代決専決規程の一部を改正する訓令

岩手県教育委員会代決専決規程（昭和32年岩手県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p>(教育企画室の課長等の専決事項)</p> <p>第8条 教育企画室の分掌事務について、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>学校施設課長専決事項</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 市町村立小中学校に係る公立学校施設台帳に関すること。</p> <p>(7)・(8) [略]</p> <p>[略]</p> <p>(学校教育室の室長等の専決事項)</p> <p>第9条 学校教育室の分掌事務について、室長及び課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>学力・復興教育課長専決事項</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 市町村立の幼稚園及び小中学校並びに県立学校の防災に関し指導及び助言を与えること。</p> <p>[略]</p> | <p>(教育企画室の課長等の専決事項)</p> <p>第8条 教育企画室の分掌事務について、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>学校施設課長専決事項</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 市町村立小中学校 <u>(市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校をいう。以下同じ。)</u>に係る公立学校施設台帳に関すること。</p> <p>(7)・(8) [略]</p> <p>[略]</p> <p>(学校教育室の室長等の専決事項)</p> <p>第9条 学校教育室の分掌事務について、室長及び課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>学力・復興教育課長専決事項</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 市町村立の幼稚園及び小中学校 <u>(小学校、中学校及び義務教育学校をいう。以下同じ。)</u>並びに県立学校の防災に関し指導及び助言を与えること。</p> <p>[略]</p> |
| <p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p> | |

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。